

事故等が発生した場合の報告及び報告書の提出について

1 事故報告及び報告書の提出にあたって

事故等の報告や報告書の提出は、事故の状況を把握することにより、子どもが事業所を安全に安心して利用できるよう、調査・検討して再発防止の資料として活用するためのものです。したがって、事故等が発生した場合は、すみやかに子ども福祉課へ報告するとともに、事故等報告書の作成にあたっては、事実を正確に記載してください。

2 事故等の報告対象事案

事業所において、日常の支援の中で起きた子どもの怪我や事故及び過失、事業所内の感染症及び警察や消防が関与するような事案が報告の対象です。

(1) 子どもへの事故等

- ・事業所内外を問わず、子どもが怪我をした場合
(医療機関における治療の有無は問いません。)
- ・子どもの行方が一時的でも分からなくなつた場合
- ・子ども等とトラブルが発生した場合
- ・賠償金を支払う必要がある場合
- ・上記以外で、同様な内容の事故等が続いた場合 (遊具やおもちゃ、設備に関する事故等、送迎時等による事故等)

(2) 感染症等の発生

- ・MRSA、インフルエンザ、ノロウィルス、結核、新型コロナウイルス感染症等の感染症が集団発生した場合
具体的には、①事業所全体で10人以上（一日あたり）が罹患した場合、②全利用者（契約利用者）のうち半数以上が罹患した場合、③感染症による死亡者が発生した場合、④その他事業所の運営に重大な支障を来すおそれがあり、管理者が報告を必要と認めた場合

(3) 管理運営上の事故等

- ・受給者証や個別支援計画票等、子どもの個人情報に関するものを欠損もしくは滅失した場合
- ・子どもや保護者等から預かった財物等を欠損もしくは滅失した場合
- ・盗難や火災等、警察や消防が関与した場合
- ・上記以外で、同様の内容な事故等が続いていた場合 (すぐ見つかったものの欠損もしくは滅失が続いた場合、一步間違えれば火災等になっていた場合等)

3 事故等報告のながれ

- 上記に該当する事故等が発生した場合は、報告書の提出有無にかかわらず、子ども福祉課まで、すみやかに一報してください。
- 事故等報告書については、事故等の対応が終結もしくは今後の見通しが出た段階で、子ども福祉課まで提出してください。なお、事業所が報告書の提出が不要と判断されても、子ども福祉課から事故等報告書の提出を求める場合があります。

4 事故等報告書記載内容について

- 事故等の対象者が子どもの場合は、受給者証番号、子どもの氏名、生年月日（年齢）のほか、その子ども障害の程度や特性について記載してください。
- 事故の発生日時、発生場所を記載し、場所が判明している場合は、見取図を添付してください。
- 発生区分を選択し、警察または消防の関与の有無についても記載してください。
- 事故発生の概要について、何が起きたのか数行で簡潔に記載してください。
- 事故発生後の対応について、事故の発生原因、事故発生時の状況、事故の程度、対応経過を簡潔に分かりやすく記載してください。
 - ・治療のため医療機関を受診した場合は、その内容を記載してください。
 - ・感染症等の場合は、発生後の感染者数及び推移を報告してください。
 - ・盗難や火災等で警察や消防が関与した場合は、連絡先や部署名等も記載してください。
- 子どもや保護者等への対応については、忘れずに記載してください。
- 報告内容が多岐にわたる場合は、別添に記載するなどして工夫してください。
- 今後の再発防止と管理者の所見について、今回の反省点及び再発防止の取組み内容を記載し、管理者としての所見も併せて記載してください。

5 注意事項

事故等報告及び事故等報告書の提出は、事業所や従業者を非難するためのものではありません。今後、同様の事故等が起こらないようにするためににはどうするかを考え、さらなる事故等を防ぐことにもつながります。会議等を通して、支援や事業所運営に活かしてください。

なお、再発防止のため、子ども福祉課が他事業所への共有が必要と判断した場合は、事業所や個人が特定できないよう配慮したうえで、事故内容等について公表する場合があります。

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども発達支援係
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話(052)972-3187 ファックス(052)972-4438